

## 第73回石川県准看護師試験実施要綱

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和5年度石川県准看護師試験を実施する。

### 1. 試験日

令和6年2月14日（水曜日）  
午後1時30分から午後4時まで

### 2. 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県庁

### 3. 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

### 4. 受験資格

試験は、石川県内の養成所を卒業または卒業見込み、若しくは、資格取得後、石川県内の医療機関等に就職することが内定しているもので、次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において、2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において、3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは看護師養成所を卒業し、または外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が（3）から（5）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校若しくは看護師養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者

## 5. 出願書類

### (1) 受験願書（石川県所定のもの）

受験願書に記載する氏名は、戸籍(外国人の場合は在留カード又は特別永住者カード)に記載されている文字を使用すること。

### (2) 受験資格を証する書類

ア 4の受験資格（1）から（5）のいずれかに該当する者は、修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業証明書等」という。）

イ 令和6年3月に修業または卒業する見込みの者は、修業見込証明書または卒業見込証明書（以下「卒業見込証明書等」という。）

なお、卒業見込証明書等を提出する者にあっては、令和6年3月5日（火曜日）午後5時まで（必着）に卒業証明書等を提出すること。ただし、卒業式の期日がこれ以降である場合は、卒業式終了後速やかに提出すること。（遅延を証する書類の提出は不要）

ウ 上記イの提出期限までに卒業証明書等を提出できない者は、校長による遅延を証する書類（卒業予定日明示）を上記イの提出期限までに提出すること。

その者における卒業証明書等の提出期限は、令和6年3月22日（金曜日）午後5時まで（必着）とする。

※イ及びウの提出期限までに、卒業証明書等の提出がなされないときは、受験は無効となるので注意すること。

エ 4の受験資格（6）（7）に該当する者は、厚生労働大臣による看護師国家試験もしくは都道府県知事による准看護師試験の受験資格認定書の写し（本証を持参）

オ 石川県外の養成所を卒業または卒業見込の者は、資格取得後、石川県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

### (3) 受験票（石川県所定のもの）

### (4) 写真を貼付した写真台帳（石川県所定のもの）

出願前6ヶ月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、写真台帳に貼り付ける。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 受験者本人が担当課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示し、受験者本人である確認を受けること。

### (5) 受験票交付用封筒

受験票は、郵送をもって交付するので、出願書類提出時に郵便番号、あて先を明記した返信用封筒（角形2号（332×250mm））に、下記に示す送料に相当する切手を貼付し、朱書きで「簡易書留」と表示して同封すること。

部数	5部まで	20部まで	50部まで
送料	490円	560円	600円

## 6. 受験手数料

6,900円 石川県証紙を納入票に貼ること（消印をしない）。

ただし、県外の出願者は、普通為替又は定額小為替（受取人を記入しない。）を受験願書に同封することができる（のり付けをしない）。

## 7. 出願書類の受付期間

令和5年12月11日（月曜日）から令和5年12月15日（金曜日）までとする。

直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、受験願書を郵送する場合には、令和5年12月15日（金曜日）まで（必着）に提出されたものに限り受け付ける。

## 8. 出願書類の提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課 管理・看護グループ 準看護師試験担当

## 9. 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付する。

## 10. 合格者の発表

令和6年3月12日（火曜日）午前10時に、石川県健康福祉部厚生政策課前（県庁行政  
庁舎9階）の掲示板への掲示及び石川県ホームページへの掲示により行う。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 11. 合格証書の交付

試験合格者には、准看護師試験合格証書を交付する。ただし、令和6年3月5日（火曜日）  
午後5時までに卒業証明書等が提出されていない者については、卒業証明書等を受領した後  
に交付する。

## 12. 試験結果の開示

この試験の結果については、石川県個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示を請求  
することができる。

なお、受験票又は自動車運転免許証、旅券など官公署の発行する写真貼付の証明書により  
本人であることを確認後、本人に限り公開する。

### （1）開示内容

個人の総合得点

### （2）開示期間及び時間

合格発表の日から起算して1月間 午前9時から12時、午後1時から5時まで

ただし、3月12日（火曜日）午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

### （3）開示場所

石川県健康福祉部医療対策課（県庁行政庁舎9階）

## 13. 受験に関する書類

受験に関する書類は、石川県健康福祉部医療対策課で交付する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号（332×250mm））に、必ず郵便番  
号、あて先を記載し、下記に示す送料に相当する切手を貼付し、朱書きで「簡易書留」と表  
示して同封すること。

部数	1部	2～3部	4～5部
送料	490円	560円	600円

#### 14. その他

- (1) 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類及び受験手数料は、返還しない。
- (2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和5年12月8日（金曜日）までに石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループに申し出ること。

試験についての問い合わせ先

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ  
 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
 電話番号 076（225）1431（直通）